

平成 26 年 6 月 1 日
公益財団法人 ダイヤ高齢社会研究財団

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合、事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電話 03-5919-1631(代表)

FAX 03-5919-1641

電子メール infor@dia.or.jp

(参考) 国家公務員法等の規定

- 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号
- 職員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 389 号)第 32 条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成 20 年政令第 390 号)第 18 条
- 職員の退職管理に関する内閣官房令(平成 20 年内閣府令第 83 号)第 9 条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成 20 年内閣府令第 84 号)第 8 条